

デロイトトーマツ チャイナ ニュース 中国の投資・会計・税務情報

Vol.185 April 2018

Contents

会計情報

「企業会計準則 第21号 リース」の改訂公開草案.....	2
-------------------------------	---

税務情報

税関事前教示制度に関する実施ガイダンスの公布

— デロイト中国 Tax Newsflash —	5
--------------------------------	---

中国業務に関する主なお問合せ先	8
-----------------------	---

本ニュースに基づいて、財務上の問題やビジネスの問題に影響があるような意思決定や行動をとられる場合は、以下の点を考慮した上で必ず当法人の専門家にご相談ください。

1. 本ニュースは、一般的な情報を提供するものであって、各利用者の具体的な事情に即した会計情報を提供するもの、或いは会計、税務、法律、投資、コンサルティングその他の助言やサービスを提供するものではありません。
2. 本ニュースに含まれている情報は、利用者の参考のためだけに供されるものです。
3. 本ニュースは、その作成後の状況変化等により時機に即していない可能性があります。

翻訳部分の表現については十分吟味していますが、日本語では本来の意味を表現できていない箇所のある可能性がありますので、ご利用に際しては原文をご確認くださいませようお願い致します。

会計情報

「企業会計準則 第 21 号 リース」の改訂公開草案

1. 概要

中国の会計基準設定主体である財政部は、2018 年 1 月 8 日に、企業会計準則（以下、「新準則」）具体準則の「第 21 号-リース」（以下、「本準則」）の改訂版の公開草案（以下、「本公開草案」あるいは「本改訂準則」）を公表した。以下、本稿では、本公開草案の概要、日本企業に与える影響、また中国子会社が新リース会計基準を適用するにあたっての留意事項について解説する。なお、本文中、意見にかかわる部分は執筆者の個人的な見解であることをお断りする。

今回の「企業会計準則 第 21 号-リース」の改訂は、財政部から公表されている起草説明文書において、国際財務報告基準(IFRS)との同等性を維持することを目的としていることを明言しており、近年の中国企業会計準則の一連の改訂の流れに即したものである。したがって、本公開草案の内容は、次のように、「国際財務報告基準第 16 号-リース」（以下、「IFRS16」）の考え方を全面的に取り入れたものとなっている。



中村 剛 Nakamura Tsuyoshi

有限責任監査法人トーマツ 金沢事務所 パートナー

tsuyoshi.nakamura@tohatsu.co.jp

2008 年 7 月にデロイト北京に赴任し、2013 年 7 月までの 5 年間、監査部にて日系企業の監査サービスに従事。2013 年 7 月に帰任し、現在、有限責任監査法人トーマツ 監査グローバル室 中国担当と金沢事務所のパートナーを兼務。学生時代中国に語学研修生として留学し、1995 年に通訳ガイド試験(中国語)に合格している。

<本公開草案の概要>

- リースの識別や借手と貸手の双方の財務諸表上の取扱いに関する包括的なモデルを規定している
- リースの借手と貸手の会計モデルが非対称である
- 借手は、短期・少額のリースなど一部の例外を除き、本準則で識別されたすべてのリースについて、オンバランス処理が要求される
- 貸手にとっては、従来のファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区分を維持したため、本改訂準則導入による影響は借手ほど重大ではない
- 現時点で、適用時期については明言されていない

本改訂準則適用による最大の変更点は、オペレーティング・リース取引における借手側の会計処理の変更であり、その主な影響については、次のようなものがあげられる。

<本改訂準則による借手側への主な影響>

- 従来、オフバランス処理されていた使用権資産、リース負債が、本改訂準則適用によりオンバランスされることにより、貸借対照表に重大な変化をもたらす可能性がある
- 従来、オペレーティング・リース費用は期間定額により認識されていたが、本改訂準則適用後はリース負債にかかる金利費用が早めに多く認識されるため、リース期間の前半において費用負担がより重くなる
- リース費用の表示区分は、従来、営業費用から、減価償却費と財務費用(利息費用)に変更される

以下、本改訂準則の具体的な内容について、個別に説明する。

2. 適用範囲

本改訂準則は、原則として、すべてのリース取引について適用するとされているが、借手が使用許諾契約を通じて取得した映画、シナリオ、特許、著作権等については、「企業会計準則 第 6 号-無形資産」が適用される。また、貸手が授与する知的財産権の使用許可については、「企業会計準則 第 14 号-収益」が適用される。

3. リースの識別

契約の開始時に、企業は、当該契約がリース契約またはリースを含んだ契約であるか否かを評価しなければならない。特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースまたはリースを含んだ契約に該当する。

4. リースの分離

契約にリース構成部分と非リース構成部分が含まれている場合には、借手および貸手は当該契約に含まれるリース部分と非リース部分とを区分しなければならない。

5. リース期間

リース期間は、借手が特定の資産を使用する権利を有する解約不能期間をいう。借手が当該リースを延長するオプションを有し、かつ当該オプションを行使することが合理的に確実である場合には、リース期間には当該オプションの対象期間が含まれる。また、借手が当該リースを解約するオプションを有し、かつ当該オプションを行使しないことが合理的に確実である場合には、リース期間には当該オプションの対象期間が含まれる。

6. 短期リースと少額資産リース

短期リースとは、リース開始日において、リース期間が12か月を超過しないリースをいう。また、少額資産リースとは、単独の対象資産が新品としての資産時価が少額のリースをいう。短期リースや少額資産リースについては、借手は、使用権資産、リース負債を認識しないことを選択できる。

7. 借手の会計処理

リース開始日において、借手はリース契約について使用権資産とリース負債を決定し、認識しなければならない。

- (1) 使用権資産の取得原価は次のもので構成される。
 - ① リース負債の当初測定金額
 - ② リース開始日以前に支払ったリース料、ただし、受け取ったリース・インセンティブは控除する
 - ③ 借手に発生した当初直接費用
 - ④ 借手が、リース契約条件で要求されている資産の解体、除去等、原状回復等の際に発生することが予想されるコスト
- (2) リース負債の当初測定は、リース開始日において支払われていないリース料の現在価値による。なお、現在価値の計算に際しては、リースの計算利率を使用する必要があるが、計算利率が入手困難な場合、借手の追加借入利率を使用しなければならない
- (3) リース開始後、借手は、企業会計準則第4号「固定資産」に従い使用権資産の減価償却を行う。なお、リース期間終了時に借手が当該資産の所有権を取得することが合理的に確実な場合には、借手は使用権資産の開始日から当該資産の耐用年数の終了時まで減価償却しなければならない
- (4) 借手は、企業会計準則第8号「資産の減損」に従い、対象資産に減損が生じているかどうか判断し、減損している場合には、減損損失を認識する必要がある
- (5) リース開始後、借手は、実効金利法によりリース期間内の各期の利息費用を計算し、各期の損益に計上する

8. 貸手の会計処理

今回の改訂により、貸手の会計処理は、従来のファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区分および従来の会計処理方法を維持したため、本改訂準則導入による影響は小さいといわれている。

9. 適用時期

本公開草案の公表に際して、財政部は適用時期を公表していないが、IFRS16の適用時期と歩調を合わせるために、原則適用日は2019年1月1日となることが予想される。

同時に、既に施行されている「企業会計準則 改訂第14号-収益」や同第22号等(金融商品関係)の適用時期が、原則としてIFRS15「顧客との契約から生じる収益」およびIFRS9「金融商品」と歩調を合わせながらも、中国国内企業に配慮して以下のように段階適用していることから、「改訂準則 第21号-リース」も同様に段階的に適用されることが予想される。

(参考)中国企業会計準則の改訂「収益」「金融商品」準則の適用時期

区分	金融商品関係 改訂第 22 号～24 号、37 号	収益関係 改訂第 14 号
中国国外上場企業(香港を含む)および中国内外 同時上場企業	2018 年 1 月 1 日	2018 年 1 月 1 日
中国国内上場企業	2019 年 1 月 1 日	2020 年 1 月 1 日
非上場企業(多くの日系企業はこれに該当)	2021 年 1 月 1 日	2021 年 1 月 1 日

10. 日本企業の連結財務諸表に与える影響

我が国の会計基準では、日本の親会社が日本基準で連結財務諸表を作成する際、在外子会社の財務諸表が IFRS または米国会計基準に準拠して作成されている場合には、連結決算上、これを利用できるとされている(実務対応報告 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会)、以下「実務対応報告 18 号」)。よって、多くの日本企業は実務対応報告 18 号を適用し、在外子会社が IFRS で作成した財務諸表をそのまま連結財務諸表の作成に際して取り込んでいる。

したがって、日本の親会社の連結財務諸表の作成に際しては、中国子会社がいつから「改訂準則 第 21 号-リース」を適用するかに拘わらず、実務対応報告 18 号に従って、2019 年 1 月 1 日以降開始事業年度では、IFRS16 に準拠した新しい IFRS によって作成された中国子会社の財務諸表を連結財務諸表に取り込む必要があるため、注意が必要となる。

11. 新リース会計基準を中国子会社に適用するにあたっての留意事項

中国子会社における新リース会計基準(IFRS16 あるいは本改訂準則)の適用は、親会社の連結財務諸表や現地子会社の会計実務にも重要な影響を与えると考えられるため、少なくとも以下のような点について予め検討を進めることが必要と考えられる。

- (1) 中国の日系企業で散見されるオペレーティング・リース取引には、次のように不動産リースが少なくなく、リース契約期間も比較的長期であるため、新リース会計基準による金額的影響も大きいと考えられる。
 - 製造子会社における工場不動産リース(開発区の「標準工場」と言われるものなど)
 - 小売業におけるショッピングモール、テナント店舗などの不動産リース
 - 商業ビル事務所フロアのリース
 - 物流倉庫のリース
- (2) 中国における不動産リース契約には、契約書上、「解約不能期間」が明確でないもの、「延長オプション」「解約オプション」などの条件が不明確なものがあるといわれており、割引計算対象期間である「リース期間」の決定に十分な検討が必要となる。また、契約書は通常、中国語で作成されており、リース契約が多い会社では、親会社がリース契約書を翻訳・解読することに時間を要する。
- (3) 製造子会社の中には、現地開発区から「標準工場」とよばれる工場不動産の賃借を受けている会社がある。このような製造子会社で、過去に自社が保有している生産設備等に減損損失を計上している場合には、新リース会計基準の適用により、工場不動産に係る使用権資産がオンバランスされる際、追加の減損損失の計上の要否の検討が必要となる。
- (4) 親会社が連結財務諸表を作成する際に使用する「連結パッケージ」における IFRS16 の適用開始時期と、中国子会社の現地法定決算における新リース会計基準の適用開始時期が異なる場合、適用時期の相違や、割引計算等により、現地で IFRS と中国会計基準との間で新たに会計基準差異が生じ、会計担当者の実務負担が増加する可能性がある。これらの実務面での負担の程度も考慮の上、中国子会社の現地法定決算での新リース会計基準の適用開始時期を決定することが望ましいと考えられる。

実務対応報告 18 号により、日本の親会社では 2019 年 1 月 1 日以降開始事業年度の第 1 四半期から、中国子会社を含む海外子会社において IFRS16 を適用する必要があるが、上記の中国子会社の状況だけを見ても検討すべき事項は多く、前広な検討が望ましいと考えられる。

税務情報

税関事前教示制度に関する実施ガイダンスの公布

— デロイト中国 Tax Newsflash —

※本ニュースレターは、デロイト中国が発行したニュースレターの再掲です。
日本語訳と原文([中文](#))に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

税関事前教示制度に関する実施ガイダンスの公布

2018年1月31日、中国税関総署は2月1日から施行される税関事前教示制度の実施ガイダンスとして、「《中華人民共和国税関事前教示管理暫定弁法》の実施に関する事項についての公告」([税関総署公告 2018年第14号](#) (中国語)、以下「14号公告」)を公布した。14号公告の規定により、税関は事前教示制度の施行日(すなわち2月1日)から、従来の「3つの仮審査」(すなわち原産地の仮認定、価格の仮審査、貨物の仮分類)に関する申請の受理を取りやめる。これは、「3つの仮審査」制度の正式な廃止を意味するものである。

2017年年末に、税関総署は「中華人民共和国税関事前教示管理暫定弁法」([税関総署第236号令](#) (中国語)、以下「暫定弁法」又は「第236号令」)を公布し、2018年2月1日から税関事前教示制度を正式に施行することを明らかにした([デロイト Tax Newsflash](#) (中国語)を参照のこと)。今回公布された14号公告は、「暫定弁法」の関連規定に対して、細部の明確化と補充規定を行う上で、関連の書類を統一化・規範化するものである。

ハイライト

事前教示の申請者

輸入貨物の荷受人又は輸出貨物の荷送人、と明確化された。

事前教示の申請者については、236号令において「**実際に輸出入活動に従事し、かつ、税関で登録した対外貿易経営者**」と規定されているが、14号公告において「**輸入貨物の荷受人又は輸出貨物の荷送人**」と明確化されている。14号公告の規定は、「中華人民共和国税関法」における「関税の納税義務者」の規定(輸入貨物の荷受人、輸出貨物の荷送人、出入管物品の所有者は、関税の納税義務者となる)との整合性を確保するものであり、実務における輸入貨物の荷受人と輸出貨物の荷送人に係る権利、義務及び責任を考慮したものである。実務において、「荷受人/荷送人」は多くの場合において、輸入/輸出取引における「買手/売手」であり、輸出入取引の計画と関連の取り決めを作成した者であるため、事前教示の申請者として適任である。ただし、特定の状況において、商品の実際の「買手/売手」(又は所有者)は、通関目的のための荷受人/荷送人ではなく、商品を使用又は製造する者であるという例外も存在する。

貨物の輸出入予定日から3カ月以内の事前教示申請が容認される特殊な状況

- 不可抗力又は政策の調整の原因で、輸出入予定日から3カ月以内に申請することになった場合
- 申請企業による税関での登録から3カ月未満である場合

事前教示申請は通常、貨物の輸出入予定日の3カ月前に提出すべきである。14号公告は、事前教示の申請期限について、極めて限定的な例外規定を提供している。事前教示の申請を検討されている輸出入業者は、輸出入計画を踏まえた上で、事前教示申請を事前に計画する必要がある。

事前教示申請書

「関税分類」、「関税評価」、「原産地」の3種類に分けられており、14号公告に添付されている申請書テンプレートには、備考、記入説明及び秘密保持声明が含まれている。

申請書テンプレートから見て、申請者に多くの情報記入が求められる。「事前教示申請書(価格)」を例に挙げると、記入事項は関税評価のテクニカル面のキーポイントのほとんどを網羅しており、中には、申請者によるテクニカル面での判断を必要とする記入項目も存在するため、申請者に高水準な予備知識を要求している。

申請の提出ルート

申請者は「[中国電子口岸](#) (中国語)」の「税関事務連絡システム(QPシステム)」又は「[インターネット+税関](#) (中国語)」を通じて、「事前教示申請書」及び関連の書類を提出する必要がある。

事前教示回答書

事前教示回答書は申請書と同様に、「関税分類」、「関税評価」、「原産地」の3種類に分けられており、また、「本事前教示回答書は発行日から3年以内に有効である」と明記される。

回答書における上述の記述は、236号令第11条の規定（事前教示回答書は申請者に送付された日を発効日とする）との間に相違が見られるが、追って明確化が待たれる。

事前教示回答書の開示

申請者の商業秘密に関わるものを除き、税関はウェブサイト掲載などの方式により、事前教示回答書の内容を開示する。

236号令において、事前教示回答書の開示について規定されており、開示された事前教示回答書は、同種類の事項に対する行政決定の参考となる。また、申請者の商業秘密を保護するため、「事前教示申請書」に秘密保持声明が導入されており、申請者はチェックボックスにチェックマークを入れる方式で、税関による事前教示回答書の開示を同意するか否かを表明する。関税分類に関する回答書について秘密保持を税関に要求する場合、その理由と期限を追記する必要がある。

事前教示回答書の使用

申請者が「事前教示回答書」に記載された状況に該当する貨物の輸出入を行う場合、「事前教示回答書」の内容どおりに申告し、かつ、通関申告書の備考欄に「事前教示+回答書番号」を記入する必要がある。（例えば、番号がR-2-0100-2018-0001である事前教示回答書を使用して通関申告を行う場合、通関申告書の備考欄に「事前教示 R-2-0100-2018-0001」と記入する必要がある）

上述の「事前教示回答書に記載された状況に該当する貨物」については、14号公告では明確に定義されていない。14号公告の添付資料を参照すると、下記のように捉えることができる。

- 関税分類に関する事前教示の場合、「同様の貨物」を指す
- 関税評価に関する事前教示の場合、「事前教示申請の対象である契約書に基づき輸入する取引対象貨物」を指す
- 原産地に関する事前教示の場合、「同一の製造企業が同様の材料を用いて生産する同一型番の貨物」を指す

原産地関係の事前教示に関する特別規定

協定税率又は特惠税率の適用を申請する場合、輸入者は貨物の輸入に際して、規定どおりに原産地証明書又は原産地声明を提出しなければならない。

原産地に関する事前教示回答書は、申請者より提出される「事前教示申請書（原産地）」に記載されたHSコードに基づき発行される。貨物の輸入に際して、「事前教示申請書（原産地）」におけるHSコードの適用が間違っていると税関が判断する場合、当該「事前教示申請書（原産地）」は使用不可能となる。

上述の規定から分かるように、原産地関係の事前教示を申請する際に、正しいHSコードの適用は極めて重要である。申請者が間違ったHSコードを事前教示申請書に記載したと税関が判断した場合、関連の原産地事前教示回答書は使用不可能となり、予定の役割を果たせなくなる恐れがある。

デロイト中国のコメント

「WTO貿易円滑化協定」は、加盟国に事前教示制度の導入を要求している。236号令の公布は、既存法体系の枠組み内における税関事前教示制度の導入を意味するものであり、「WTO貿易円滑化協定」の受諾と履行に関する中国の承諾に基づく行動である。事前教示制度の導入は、ビジネス環境の改善を推進し、通関申告の予測可能性と確実性に法的根拠を提供することに積極的な役割を果たす。

14号公告は、236号令の関連規定に対する細部の明確化と補充規定の提供に伴い、従来の「3つの仮審査」制度の廃止を明確にすることで、既存法規との矛盾を避け、法執行の基準を統一化し、関連の申請手続を明確にした。

関税分類、関税評価、原産地はいずれも卓越したテクニカルスキルを要求する専門分野であり、関連の事前教示申請を受理・審査する税関の内部機構にとって、業務の効率と専門性及び異なる税関の間における事前教示回答の一致性を確保できるか否かは大きなチャレンジとなる。現在、「申請者の登録地を直接管轄する税関が事前教示申請を受理する」ことが明確化されているが、輸出入業者が注目している事前教示の審査メカニズム及びその根拠は追って情報開示が待たれる。

事前教示を申請する企業は、記入情報の正確性、開示情報の完全性、申請資料提出の期限について厳しく要求される。事前教示申請をスムーズに推進するために、申請者は関連情報を整理し、申請対象事項及び開示情報について全面的に評価するとともに、輸出入計画を踏まえた上で、事前教示申請を事前に計画する必要がある。

執筆: 有限責任監査法人トーマツ 中村 剛 デロイト中国 板谷 圭一、竹田 剛ほか
監修: デロイトトーマツ合同会社 三浦 智志 DT弁護士法人 鄭 林根

中国業務に関する主なお問合せ先

デロイトトーマツ合同会社

本部中国室

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel: 03-6720-8341
三浦 智志 / 中村 剛 / 西村 美香

有限責任監査法人トーマツ

名古屋事務所

〒450-8530 名古屋市中村区名駅 1-1-1 JPタワー名古屋
Tel: 052-565-5511
滝川 裕介

福岡事務所

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ
Tel: 092-751-0931 / Fax: 092-751-1035
只隈 洋一

デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
TEL: 03-6213-1180
北村 史郎

デロイト中国各拠点案内

上海事務所

30/F, Bund Center, 222 Yan An Road East, Shanghai, 2,00002 PRC.
Tel: +86-21-6141-8888
原井 武志 / 田嶋 大士 / 横山 真也 / 牧 直文 / 石黒 泰時
河原崎 研郎 / 大厩 隆啓 / 原 国太郎 / 板谷 圭一 / 梨子本 暢貴

大連事務所

Room 1503 Senmao Building
147 Zhongshan Road, Xigang Deistrict, Dalian, 116011 PRC.
Tel: +86-411-8371-2888
依藤 啓司

広州事務所

26/F, Yuexiu Financial Tower, 28 Pearl River East Road,
Guangzhou, 510623 PRC
Tel: +86-20-8396-9228
山野辺 純一 / 前川 邦夫

蘇州事務所

Suite908, Century Financial Tower, 1 Suhua Road,
Industrial Park, Suzhou, 215021 PRC
Tel: +86-512-6762-1238
小松 大祐

ハルビン事務所

Room 1618, Development Zone Mansion 368 Changjiang Road
Nangang District Harbin 150090, PRC
Tel: +86-451-8586-0060

成都事務所

Unit 3406, 34/F Yanlord Landmark Office Tower No. 1 Section 2,
Renmin South Road Chengdu 610016, PRC
Tel: +86 28 6210 2383

杭州事務所

Room 605, Partition A, EAC Corporate Office, 18 Jiaogong Road
Hangzhou, 310013, PRC
Tel: +86-571- 2811-1900

廈門事務所

Unit E, 26/F International Plaza, 8 Lujiang Road, Siming District
Xiamen, 361001, PRC
Tel: +86-592-2107-298

マカオ事務所

19/F The Macau Square ,Apartment H-N
43-53A Av. do. Infante D. Henrique
Macau, PRC
Tel: +853-2871-2998

大阪事務所

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1 淀屋橋三井ビルディング
Tel: 06-4560-6031
藤川 伸貴 / 上田 博規 / 粟野 清仁

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel: 03-6213-3800
安田 和子 / 酒井 晶子

DT 弁護士法人

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-4-1 新国際ビル
Tel: 03-6870-3300
鄭 林根

北京事務所

8/F Office Tower W2, The Tower, Oriental Plaza, 1 East Chang An
Avenue, Beijing, 100738 PRC.
Tel: +86-10-8520-7788
三浦 智志 / 小池 裕二 / 五十嵐 大典 / 浦野 卓矢 / 三好 高志 / 降矢 直人

天津事務所

45/F Metropolitan Tower, 183 Nanjing Road, Heping District
Tianjin 300051 PRC.
Tel: +86-22-2320-6688
網永 敦 / 竹田 剛

深セン事務所

13/F China Resources Building, 5001 Shennan Road East,
Shenzhen, 518010 PRC.
Tel: +86-755-8246-3255
矢川 浩章

香港事務所

35/F One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong
Tel: +852-2852-1600
松山 明広 / 齋藤 啓太郎 / 福田 素裕

瀋陽事務所

Unit 3605-3606, Forum 66 Office Tower 1 No. 1-1 Qingnian Avenue
Shenhe District Shenyang, PRC
Tel: + 86 (024) 6785 4068

済南事務所

Unit 1018, 10/F, Tower A, Citic Plaza, 150 Luo Yuan Street,
Jinan 250011, PRC
Tel: +86-531-8518-1058

重慶事務所

Room 10-12, 13/F International Trade Center Chongqing
38 Qing Nian Road ,Yu Zhong District ,Chongqing 400010 PRC
Tel: +86-23-6310- 6206

南京事務所

Room B, 11th Floor Golden Eagle Plaza
89 Hanzhong Road Nanjing 210029, PRC
Tel: + 86-25-5790 -8880

武漢事務所

Unit 2, 38/F New World International Trade Tower
568 Jianshe Avenue, Wuhan, 430022, PRC
Tel: + 86-27-8526-6618

発行人

デロイトトーマツ 中国サービス グループ
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
E-mail chugoku@tohatsu.co.jp

デロイトトーマツ グループは日本におけるデロイトトウシュートーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じて、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitter もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュートーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu LLC